

議事要旨(5) 公共施設等運営権に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、公共施設等運営権に関する会計処理の検討の審議を行う旨が説明され、その後、藤澤研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

運営権の会計処理

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 公共施設等運営事業は案件ごとに様々な運営形態が想定されるため、すべての運営形態に当てはまるような方向性を示すことについては慎重に考えた方がよいと考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 運営権対価を一括して会計処理し、減損のグルーピングの単位も一括して捉える方向性を支持する。なお、運営権の償却方法については、様々な公共施設等が含まれる経済的実態を踏まえ、一括して償却する方法以外の方法も選択肢としてあり得るのではないかと考える。

更新投資の会計処理

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 運営権者側が恣意的に会計処理を選択する状況が想定されないため、更新投資の会計処理を会計方針の選択とする方向性について賛成する。
 - 運営権設定期間中の更新投資を全額負債として認識することについて、1年以内に更新投資されるものについては費用計上される一方で、1年を超えて更新投資されるものについては全額負債として計上されることとなり、更新投資される期間に応じて会計処理が大きく異なるため、全額負債として認識する方法が選択肢として必要かどうかは違和感がある。
 - 運営権を取得した時点で、更新投資が必要な資産も擬制的に管理者等から取得したものとして会計処理し、運営権の設定期間が終了した時点で、更新投資に係る資産のうち未償却のものがある場合は、当該資産を擬制的に管理者等へ返却したものとして会計処理すること等により、運営権の設定期間にわたって費用を均等に償却することも可能と考えており、選択肢として考えられるのではないかと。

最後に、事務局より、実際の取引の状況を踏まえ、実務対応専門委員会において技術的な論点を詰めたい旨の説明がなされた。

以 上